

令和 2 年 3 月 11 日

木津川市立幼稚園
木津川市立小中学校
保 護 者 様

木津川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業期間 の延長について

1 臨時休業期間について

府内の感染状況等を鑑み、臨時休業期間を 3 月 24 日（火）まで延長することとします。

但し、園児・児童・生徒の心身のケア、連絡事項の伝達、家庭学習状況の確認等のため、3 月 16 日（月）以降、登校（園）日を設ける場合があります。

2 登校（園）日の設定等について

- (1) 3 月 24 日（火）は、全小中学校（園）において登校（園）日とします。
- (2) 登校（園）日の詳細については、事前に学校（園）から連絡をします。
- (3) 内容については必要最小限にとどめ、多くの園児・児童・生徒や教職員が長時間同じ場所に集まるなどの無いよう、可能な限り感染症拡大防止の工夫を行います。ご家庭でも、可能な限りマスクを着用して登校（園）させるなどご協力をお願いします。
- (4) 万一、風邪のような症状が見られるなど体調が悪い場合は、無理をせず登校（園）は控えさせていただきます。

3 その他

- (1) 臨時休業期間中については、部活動や補習は行いません。
- (2) 離任式、春季休業期間の部活動については、改めて連絡します。
- (3) 公立放課後児童クラブも引き続き 3 月 24 日（火）まで、午前より開所します。3 月 25 日（水）以降の春季休業期間も午前より開所します。
- (4) 臨時児童クラブ（一時預かり教室）も 3 月 24 日（火）まで延長となりますが、3 月 19 日（木）は小学校卒業式のため開所しません。
- (5) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがあります。